

青森大学 青森ねぶた健康研究所運営規程

令和2年4月1日

青森大学学長制定

(設置)

第1条 青森大学(以下、「本学」という。)に、青森ねぶた健康研究所(以下、「ねぶた研」という。)を置く。

(目的)

第2条 ねぶた研は、免疫の基礎研究を通じて学術領域の振興に資するとともに、免疫力を強める創薬の開発によってがん・感染症ワクチンの開発など社会活動に貢献する。高齢化時代に向けて高齢者が健康に長生きすることをテーマとする研究を推進する。

(業務)

第3条 ねぶた研は、前条の目的を達成するため、本学薬学部、及び各契約機関との連携の下、次に掲げる業務を行う。

- (1) 基礎研究、抗がん免疫療法のPOC及び全臨床試験を含む研究活動
- (2) ワクチンアジュバントの創製の推進
- (3) 免疫を強める薬剤を創出し、健康長寿に貢献する

(職員)

第4条 ねぶた研に、次の掲げる職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 特任教授
- (4) 研究補助員
- (5) 事務補佐員

2 職員については、本学での研究・教育に従事するものとする。また、学校法人青森山田学園就業規則等を遵守するものとする。

(研究員)

第5条 ねぶた研に研究員を置くことができる。

- 2 研究員は青森大学薬学部の教員の兼務もできる。
- 3 研究員は学長の承認を得て、ねぶた研所長が任命した者とする。
- 4 研究員の地位は、教授、准教授、講師、助教及び研究生とする。
- 5 研究員の任期は1年とし、年次更新とする。

(客員研究員)

第6条 ねぶた研に客員研究員を置くことができる。

- 2 客員研究員は学長の承認を得て、ねぶた研所長が任命した者とする。
- 3 客員研究員の任期は1年とし、年次更新とする。

(運営委員会)

第7条 運営委員会は、委員の過半数の出席によって成立し、次の事項について審議する。

- (1) 研究計画、治験計画及び収支計画
 - (2) 研究成果、治験成果及び収支決算
 - (3) 運営委員の選任
 - (4) その他、運営委員が必要と認めたもの
- 2 運営委員は次に掲げる者の中から、学校法人青森山田学園理事長の合意を経て、学長が任命する。
- (1) 学長
 - (2) ねぶた研所長
 - (3) ねぶた研副所長
 - (4) ねぶた研特任教授
 - (5) 薬学部教授
 - (6) 経営戦略局長
 - (7) 青森山田学園法人本部職員
 - (8) その他学長が認めた者

(会計年度)

第8条 ねぶた研の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、決算は毎会計年度終了後2か月以内に報告書を作成する。

(共同利用)

第9条 ねぶた研は、薬学部の教員よりねぶた研の施設及び機器の利用申請を受けた場合、所長の承認を経て利用を許可することができる。消耗品等の必要経費は原則教員の自己負担とする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、ねぶた研の設置及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。